

# 独立行政法人農林水産消費安全技術センターの役職員の報酬・給与等について

## I 役員報酬等について

### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

#### ① 平成24年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

中期計画に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画が順調に達成され独立行政法人評価委員会による平成23年度の総合評価が「A」評価であったこと等を踏まえ、役員報酬の業績に基づく増減は行わなかった。

#### ② 役員報酬基準の改定内容

理事長  
理事  
監事

(1) 俸給月額を引き下げ(△0.5%)  
(2) 給与の臨時特例措置(平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間、俸給月額から俸給月額に9.77/100を乗じて得た額を減ずる等)  
(3) 平成24年6月期における期末特別手当の特例措置(△0.37%)

監事(非常勤)

非常勤役員手当についての改正は行わなかった。

### 2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成24年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
理事長	11,791	7,795	3,011	936 (地域手当) 49 (通勤手当)		25. 3. 31	
A理事	11,350	7,417	2,865	890 (地域手当) 178 (通勤手当)		25. 3. 31	◇
B理事	10,985	7,027	2,762	1,011 (地域手当) 185 (通勤手当)			◇
C理事	9,418	6,106	2,359	733 (地域手当) 220 (通勤手当)			※
D監事	9,579	6,106	2,436	907 (地域手当) 130 (通勤手当)	24. 4. 1		◇
E監事(非常勤)	322	322	0	0			

注1:「地域手当」とは、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して支給されているものである。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。  
退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*\*」、該当がない場合は空欄。

### 3 役員の退職手当の支給状況(平成24年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
理事長		年 月			該当者なし	
理事		年 月			該当者なし	
監事		年 月			該当者なし	

注1:業績勘案率は、農林水産省独立行政法人評価委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定している。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。  
退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*\*」、該当がない場合は空欄。

注3:非常勤役員については、退職手当を支給しないとの規程があるため、記載を省略した。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

中期計画における職員の人事に関する計画に基づき、業務の適切かつ効率的な実施の確保のための適正な人員配置を行い、中期計画の人件費の見積りの範囲内で人件費の管理を行っている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

独立行政法人通則法第57条第3項の規定に基づき、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、業務の実績及び中期計画の人件費の見積りその他の事情を考慮して決定を行っている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績等に応じて、昇給や勤勉手当の成績率の決定を行っている。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与: 勤勉手当 (査定分)	職員の勤務成績等に応じ、6月期及び12月期に135/100(特定幹部職員にあっては175/100)を超えない範囲内において成績率を決定し、俸給等の月額にこれに乗ずること等により勤勉手当を支給する。
俸給	勤務成績等が適切に反映されるよう職員を特定職員の管理職層と特定職員以外の職員の初任層、中間層に区分し、さらにそれを職員層ごとに、5段階(A～E)の昇給区分に応じた昇給号俸数を設定し、毎年1月1日に前年1年間における勤務成績等を判定し昇給させる。

ウ 平成24年度における給与制度の主な改正点

(1) 農林水産消費安全技術センターの組織改正に伴う研究職俸給表の廃止等  
 (2) 「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」を踏まえた給与改定  
 (実施期間: 平成24年5月～平成26年3月)  
 ① 俸給表の引き下げ(40歳台以上を念頭に置いた引き下げ(最大△0.5%))  
 ② 俸給月額の減額(職員給与: △4.77%、△7.77%、△9.77%)  
 ③ 期末手当及び勤勉手当の減額(△9.77%)  
 (3) 平成24年4月1日における36歳未満の職員を最大2号俸上位への号俸調整等。

【平成24年秋の給与再精査に関する措置】  
 ・ 国家公務員に準拠した給与規程に基づき支給しており、問題ないと考えられるため措置は行っていない。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	524	44.7	6,150	4,690	154	1,460
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	524	44.7	6,150	4,690	154	1,460
非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	1	—	—	—	—	—
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	1	—	—	—	—	—

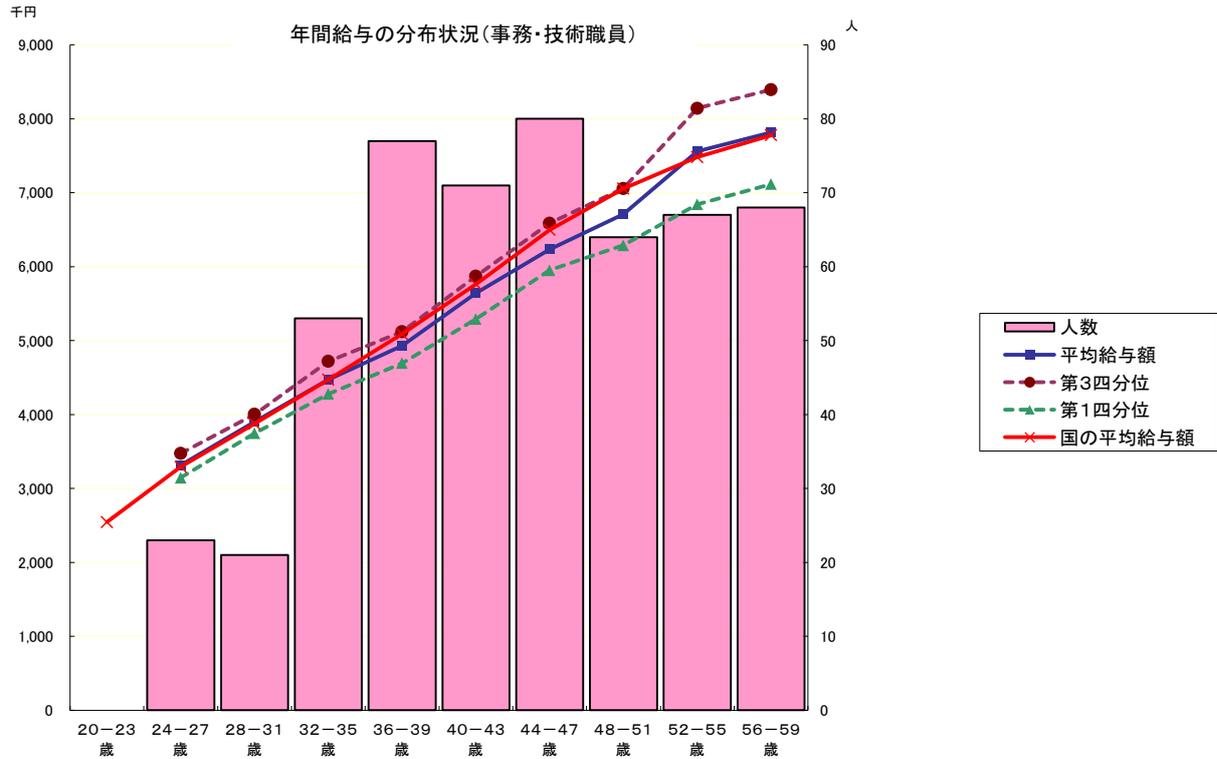
注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 「常勤職員」区分中の職種について、研究職種、医療職種(病院医師)・医療職種(病院看護師)・教育職種(高等専門学校教員)は、該当者がいないため欄を省略した。

注3: 非常勤職員については、該当者が1人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「平均年齢」以下の事項については、記載していない。

注4: 在外職員、任期付職員及び再任用職員の区分については、該当者がいないため表を省略した。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員)〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



注1: ①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2: 年齢が、20-23歳の区分の該当者はいない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
・本部部长	5	55.5	8,899	9,207	9,467
・本部課長	21	55.1	8,060	8,386	8,632
・本部課長補佐	6	48.5	6,810	6,973	7,208
・本部係長	15	42.7	5,221	5,715	6,268
・本部係員	2	—	—	—	—
・地方機関所長	6	56.2	8,484	8,865	9,133
・地方機関次長	3	57.2	—	8,894	—
・地方課長	44	54.9	7,339	7,770	8,032
・地方課長補佐	5	48.7	6,527	6,650	6,749
・地方係長	14	42.6	4,723	5,382	6,017
・地方係員	1	—	—	—	—
・本部専門官	7	52.4	7,044	7,591	8,276
・地方機関専門官	9	57.4	7,635	7,887	8,220
・本部主任調査官	45	48.3	6,299	6,616	6,907
・本部専門調査官	68	37.6	4,597	5,007	5,355
・本部調査官	18	27.8	3,230	3,426	3,629
・地方機関主任調査官	105	49.7	6,177	6,556	6,888
・地方機関専門調査官	131	40.0	4,586	5,041	5,450
・地方機関調査官	18	30.1	3,296	3,697	4,150

注1: 地方機関次長の該当者3名は、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「四分位第1分位・四分位第3分位」の事項については記載しない。

注2: 本部係員の該当者2名及び地方係員の該当者1名は、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢・四分位第1分位・平均・四分位第3分位」の事項については記載しない。

③ 職級別在職状況等(平成25年4月1日現在)(事務・技術職員)  
(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位						本部・地方課長					
						本部・地方課長補佐	本部・地方専門官	地方所長			
		本部・地方調査官	本部・地方調査官	本部・地方専門調査官	本部・地方主任調査官	本部・地方課長補佐	本部・地方課長	本部部長	地方所長		
	本部・地方係員	本部・地方係員	本部・地方係長	本部・地方係長	本部・地方係長	本部・地方主任調査官	本部・地方専門官	地方次長	本部部長		
人員(割合)	524人	15人 2.9%	24人 4.6%	221人 42.2%	110人 21.0%	88人 16.8%	51人 9.7%	12人 2.3%	3人 0.6%	0人 0.0%	0人 0.0%
年齢(最高～最低)		27歳 }	41歳 }	59歳 }	59歳 }	59歳 }	59歳 }	58歳 }	56歳 }		
		24	27	30	37	46	43	52	52		
所定内給与年額(最高～最低)		千円 2,795 }	千円 3,559 }	千円 5,746 }	千円 5,689 }	千円 6,603 }	千円 7,275 }	千円 7,543 }	千円 7,487 }		
		千円 2,301	千円 2,462	千円 2,817	千円 3,879	千円 4,714	千円 5,487	千円 6,144	千円 7,249		
年間給与額(最高～最低)		千円 3,563 }	千円 4,635 }	千円 7,380 }	千円 7,429 }	千円 8,448 }	千円 9,226 }	千円 9,594 }	千円 10,289 }		
		千円 2,989	千円 3,230	千円 3,724	千円 5,163	千円 6,299	千円 7,164	千円 8,147	千円 9,836		

④ 賞与(平成24年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)  
(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 57.4	% 58.4	% 57.9
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 42.6	% 41.6	% 42.1
	最高～最低	% 48.9～34.0	% 47.3～33.0	% 48.0～33.5
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.1	% 65.2	% 64.7
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 35.9	% 34.8	% 35.3
	最高～最低	% 43.6～31.2	% 42.3～30.0	% 42.9～30.6

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

98.3

対他法人

92.1

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 98.3	
	参考	地域勘案 100.4 学歴勘案 96.7 地域・学歴勘案 99.7
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 92.4% (国からの財政支出額 6,627,166千円、支出予算の総額 7,172,944千円:平成24年度予算)	
	【検証結果】 当法人は国からの財政支出である運営費交付金及び施設整備費補助金で運営されており、支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合が高くなっている。 当法人の職員給与規程は、国家公務員の職員給与を定めている「一般職の職員の給与に関する法律」及び人事院規則等に準拠して規定しており、国の給与と同水準であることから、給与水準の適切性を有している。	
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成23年度決算)	
講ずる措置	【検証結果】 該当無し	

・主務大臣の検証結果

国家公務員より低い水準であり、問題ないと考えている。

III 総人件費について

区分	当年度 (平成24年度)	前年度 (平成23年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成23年度)からの増△減
	千円	千円	千円	(%)	千円 (%)
給与、報酬等支給総額 (A)	3,955,998	4,321,528	△ 365,530	(△8.5)	△ 365,530 (△8.5)
退職手当支給額 (B)	402,298	313,699	88,599	(28.2)	88,599 (28.2)
非常勤役職員等給与 (C)	45,195	44,704	491	(1.1)	491 (1.1)
福利厚生費 (D)	534,065	570,619	△ 36,554	(△6.4)	△ 36,554 (△6.4)
最広義人件費 (A+B+C+D)	4,937,556	5,250,550	△ 312,994	(△6.0)	△ 312,994 (△6.0)

注1: 表中(A)(B)(C)の人件費と財務諸表附属明細書(「役員及び職員の給与明細」)の数値は、端数処理の関係で必ずしも一致しない。

#### 総人件費について参考となる事項

- (1)「給与、報酬等支給総額」対前年度比 △365,530千円(△8.5%)  
前年度と比較して減になった要因は、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」(平成24年法律第2号)に基づく、国家公務員の給与の見直しを踏まえ、347,309千円(職種毎の内訳は以下のとおり)の給与減額支給措置を行ったこと及び人員削減に伴い、給与支給対象者が減となったことから、支出額が減少したためである。  
役員:△5,667千円、一般職員:△341,642千円
- (2)「退職手当支給額」対前年度比 88,599千円(28.2%)  
前年度と比較して増になった要因は、「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づく、退職手当見直し措置を行ったことにより、24,605千円削減したが、退職者数が前年度より増加(20人→24人)したことから、支給額が増加した。
- (3)「最広義人件費」対前年度比 △312,994千円(△6.0%)  
前年度と比較して減になった要因は、上記要因により支出額が減少したためである。

#### IV 法人が必要と認める事項

「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づく、国家公務員の退職手当の見直しを踏まえ、平成25年1月から以下の措置を講ずることとした。

・役員退職手当について、段階的に引き下げを実施した。

役員に関する講じた措置の概要:退職手当の支給額について、退職の日におけるその者の俸給月額に100分の12.5を乗じて得た額に、農林水産省独立行政法人評価委員会が0.0から2.0までの範囲内でその者の業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額に、100分の87を乗じて得た額と改正し、段階的に引き下げるための経過措置を定めた。

(期 間)	(改正割合)
平成25年1月1日～平成25年9月30日	100分の98
平成25年10月1日～平成26年6月30日	100分の92
平成26年7月1日以降	100分の87